

公開日: 2022/04/07 (掲載号: No.464)

〈小説〉『所得課税第三部門にて。』【第55話】「過少申告加算税等の加重措置」

筆者: ハッ尾 順一

カテゴリ: [読み物](#) [連載](#)

〈小説〉

『所得課税第三部門にて。』

【第55話】

「過少申告加算税等の加重措置」



公認会計士・税理士 ハッ尾 順一

「・・・最近の税制改正は、いい加減な納税者に対して、厳しい対応を採る内容になっていると思わない？」

久しぶりに、中尾統括官は、浅田調査官を誘って、軽く1、2杯ということで、居酒屋

で飲んでいる（新型コロナウイルス対策を徹底している居酒屋にて、マスク会食をしていることを申し添えておく）。

「もっとも、我々の仕事にとっては、都合が良いけれどもね・・・」

中尾統括官は、焼酎のお湯割に口を付ける。

コロナ禍で、2人とも、長い間、外でほとんど飲んでいなかったのも、飲む動作が何となくぎこちない。

「また、仕事の話ですか？」

浅田調査官は、生ビールを飲みながら、顔をしかめる。

「まあ、まあ、そう言わずに、聞いてくれ・・・君と話をするときは、税金のことしか頭に浮かばないのだから・・・」

中尾統括官は、苦笑いをする。

そう言いながら、中尾統括官は、カバンから『[令和4年度税制改正大綱](#)』を取り出して、「納税環境整備」の箇所を開く。

「・・・この中に・・・帳簿の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重措置の整備・・・という項目がある・・・」

そう言うと、中尾統括官は、カッコ書きを飛ばして、それを読み上げる。

過少申告加算税制度及び無申告加算税制度について、納税者が、一定の帳簿に記載すべき事項に関し所得税、法人税又は消費税に係る修正申告書若しくは期限後申告書の提出又は更正若しくは決定があった時前に、国税庁等の当該職員から当該帳簿の提示又は提出を求められ、かつ、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該帳簿に記載すべき事項に関し生じた申告漏れ等に課される過少申告加算税の額又は無申告加算税の額については、通常課される過少申告加算税の額又は無申告加算税の額に当該申告漏れ等に係る所得税、法人税又は消費税の10%（次の（2）に掲げる場合に該当する場合には、5%）に相当する金額を加算した金額とする・・・（略）。

- （1） 当該職員に当該帳簿の提示若しくは提出をしなかった場合又は当該職員にその提示若しくは提出がされた当該帳簿に記載すべき事項のうち、売上金額若しくは業務に係る収入金額の記載が著しく不十分である場合
- （2） 当該職員にその提示又は提出がされた当該帳簿に記載すべき事項のうち、売上金額又は業務に係る収入金額の記載が不十分である場合

（下線：筆者）

読み終わると、中尾統括官は、冷めた焼酎を口に運ぶ。

「・・・これは、売上金額などをごまかした帳簿を納税者が税務職員に対して、提示又は提出をすると、ペナルティーが重くなるということですか？」

1杯目の生ビールで、既に顔に赤みが差している浅田調査官が訊ねる。

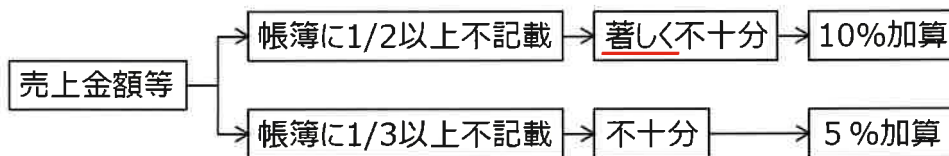
「例えば、税務調査中に、税務職員が納税者に対して、帳簿の提示又は提出を求めた場合、それに従わなかったときやその帳簿の売上金額等の記載が著しく不十分又は不十分の場合には、ペナルティーが加重されるということになる」

中尾統括官が答える。

「・・・その著しく不十分とか不十分は・・・どのように判定するのですか？」

頬を染めている浅田調査官は、質問を終えると、生ビールを注文する。

中尾統括官は、テーブルの上に罫紙を置き、図を描く。



「この10%又は5%の加算は、過少申告加算税と無申告加算税についてで・・・それから一定帳簿とは、仕訳帳とか総勘定元帳などが該当することになる」

浅田調査官が大綱の内容を確認する。

「これによって・・・国税通則法65条と66条が改正されることになる・・・まだ、改正された条文は見えていないけれど・・・」

と言うと、中尾統括官も2杯目の焼酎を注文する。

「ところで、君は、国税通則法65条の規定を読んで、過少申告加算税の額を計算できる？」

中尾統括官は、さすがに顔は赤くなっていない。

「・・・例えば・・・法人税の当初申告税額が300万円であったが、税務調査の結果、その申告税額が800万円（修正申告）となったとする・・・そして、その調査中、税務職員から帳簿の提示を求められ、納税者は、著しく不十分な帳簿を提示していたとす

る・・・そうすると、過少申告加算税はいくらになるか？」

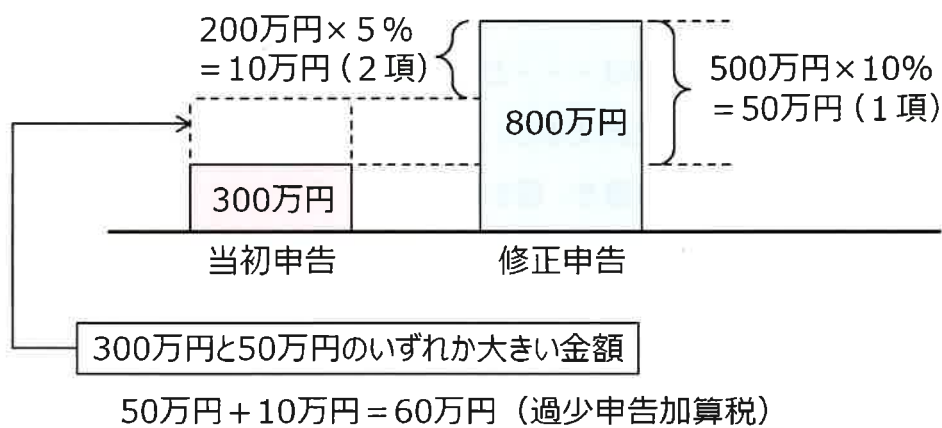
中尾統括官は、お酒が入っても、計算には自信があるらしい。

「ややこしいですね」

浅田調査官も、スマートフォンで、国税通則法65条を検索し、考え始める。

「・・・この規定では・・・次のように過少申告加算税を計算することになるのでは・・・」

そう言う、浅田調査官は、罫紙の上に図を描き始める。



「・・・しかし、令和4年度税制改正が導入されると、更に、10% (50万円) が加重されることになりますから、過少申告加算税の額は、110万円になる・・・これって、納税者には重いペナルティーになりますね・・・この法律は、令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税から適用されますから、まだ時間はありますが・・・」

浅田調査官は、グラスに残っているビールを飲み干すと、腕時計を見ながら、「そろそろ帰りましょうか」と中尾統括官に告げる。

(つづく)

この物語はフィクションであり、登場する人物や団体等は、実在のものとは一切関係ありません。

「〈小説〉『所得課税第三部門にて。』」は、不定期の掲載となります。